

<地震・津波編 附編3>

<日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
防災対策推進計画>

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この計画に記載のない事項は、第1編総則及び第2編地震・津波編によるものとする。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でMw7.0以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

2 後発地震への注意を促す情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

本町は、法第3条第1項に基づく推進地域に指定されている。

【指定基準の概要】

推進地域：

- ・震度6弱以上の地域
- ・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ・防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

特別強化地域：

- ・津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- ・特別強化地域の市町村に挟まれた沿岸市町村
- ・同一県内の津波対策の一体性の確保

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第3節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。

なお、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
第1編第6節「減災目標」に準ずるものとする。
- 2 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等
避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。
- 3 海岸保全施設等
津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。
- 4 避難場所・避難施設、避難経路等の整備
避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては、最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。
- 6 道路、緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等
緊急輸送道路、ヘリポート、港湾施設、漁港施設等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。緊急輸送道路に指定されている県管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。港湾施設、漁港施設については、耐震強化岸壁の整備を推進する。
- 7 防災行政無線施設
災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

8 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護は、第2編第1章第2節「津波災害予防計画」によるものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の伝達については、第2編第2章第4節「津波からの避難」によるものとする。また、被害情報等の収集・報告の方法、防災行政無線の整備計画については、第2編第2章第2節「情報収集伝達計画」によるものとする。

第3 避難対策等

住民等の自主的な避難行動及び町が行う避難誘導については、第2編第1章第2節「津波災害予防計画」及び同編第2章第4節「津波からの避難」、避難所の運営・安全確保については、第2編第2章第3節「地震・火災等からの避難と応急対策」による。特に避難行動要支援者等については、第2編第2章第6節「避難行動要支援者等の安全確保対策」によるものとする。

また、津波広報、教育、訓練については、第2編第1章第2節「津波災害予防計画」によるものとする。

第4 意識の普及・啓発

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じてハザードマップや津波避難計画を作成又は変更する等の方策を講ずるものとする。

第5 消防機関等の活動

1 町は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 津波からの避難誘導
- (ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 消防及び水防活動を迅速かつ円滑に行うための県から下記の支援を受ける。

- (ア) 防災行政無線による津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等の提供
- (イ) 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の提供

3 水防管理団体等は、地震が発生した場合、安全を確保しつつ、次の措置をとるものとする。

- (ア) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- (イ) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (ウ) 水防資機材の点検、配備

第6 ライフライン、通信、放送関係

(1) 水道施設

各水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等の破損等による二次災害を軽減するための措置をとるものとし、その内容については、第2編第2章第16節「液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧」によるものとする。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、第2編第2章第16節「液状化等によるライフライン関連施設の応急復旧」によるものとする。

第7 交通

(1) 道路

警察及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を住民の安全確保を最

優先にするよう相互に協議・連携し、事前の措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ交通規制の整合性を広域的に確保する。

(2) 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行停止等の措置を講じるとともに、駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

(3) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者等は、列車等の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

第8 町が管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の来場者等への伝達

情報伝達に当たっては、町の作成する防災マップ（津波編）等を確認するとともに、次の事項に留意する。

- a 来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

(イ) 来場者等の安全確保のための退避等の措置

(ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(ハ) 出火防止措置

(ニ) 水、食料等の備蓄

(ホ) 消火用設備の点検、整備

(ヘ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等

学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
学校等に保護が必要な児童生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障害者、高齢者、乳幼児等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、1（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

なお、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第9 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、第2編第2章第7節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

第6節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等を配慮するとともに、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

物資等の供給体制については、第2編第2章第9節「救援物資供給活動」によるものとする。

第7節 後発地震への注意を促す情報が発表された場合 にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の 設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は、第2編第2章第2節「情報収集伝達計画」に準ずるものとする。

(2) 町の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第2編第2章第1節「災害応急活動体制」に準ずるものとする。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発表に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

1 後発地震に対して注意する措置

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第8節 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発表された場合の情報伝達に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

また、防災訓練の実施については、第2編第1章第1節「防災意識の向上」及び第2編第1章第2節「津波災害予防計画」によるものとする。

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

1 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施するよう努める。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 後発地震への注意を促す情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 後発地震への注意を促す情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施するよう努める。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法

- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品